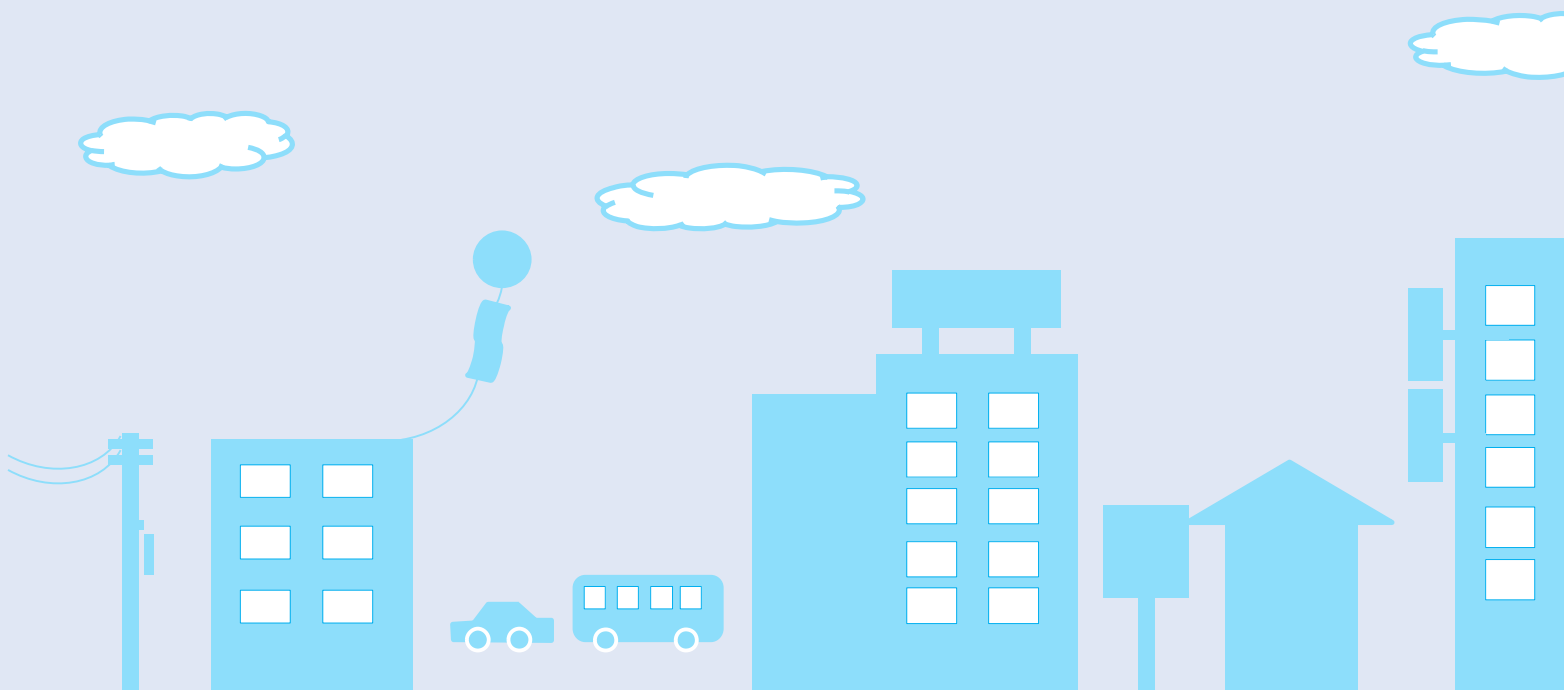


屋外広告物の手引き

(竹田市版)

大分県

竹田市建設課



はじめに

はり紙、立看板、広告板、広告塔など屋外広告物は、私たちに必要な情報を伝えるだけでなく、街に活気や個性を与えるなど、街の表情の一部になっています。

しかしながら、なされるがままに放置しておけば、無秩序な状態で氾濫しかねません。また、その設置や管理が適正に行われないと、景観を損なうばかりでなく、落下、倒壊による危険や交通安全上の問題も発生します。

このため、竹田市では、良好な景観の形成や公衆に対する危害の防止の観点から、「屋外広告物法」、「大分県屋外広告物条例」に基づき「竹田市における大分県屋外広告物条例施行規則」を制定し、屋外広告物の表示地域、場所、物件等について規制しています。

目次

1. 屋外広告物とは？.....	1
2. 屋外広告物等の制限.....	2
(1) 禁止地域等.....	2
(2) 禁止物件.....	4
(3) 禁止広告物.....	5
(4) 許可地域.....	5
(5) 適用除外.....	5
3. 屋外広告物等設置の手続.....	6
(1) 許可申請・許可期間・許可手数料等.....	6
(2) 広告物の設置後の義務について.....	8
1 管理義務.....	8
2 点検義務.....	8
3 除却義務.....	9
(3) 広告物の設置から除却までのフロー図.....	9
4. 罰則.....	10

1. 屋外広告物とは？

規制の対象となる「屋外広告物」とは、次の4つの要件を満たすものをいいます。

(1) 常時又は一定の期間継続して表示されるものであること。

街頭で散布されるビラやチラシの類は屋外広告物には該当しません。これらは電柱や塀などに貼付されたとき、初めて定着性を有し、屋外広告物に該当することになります。

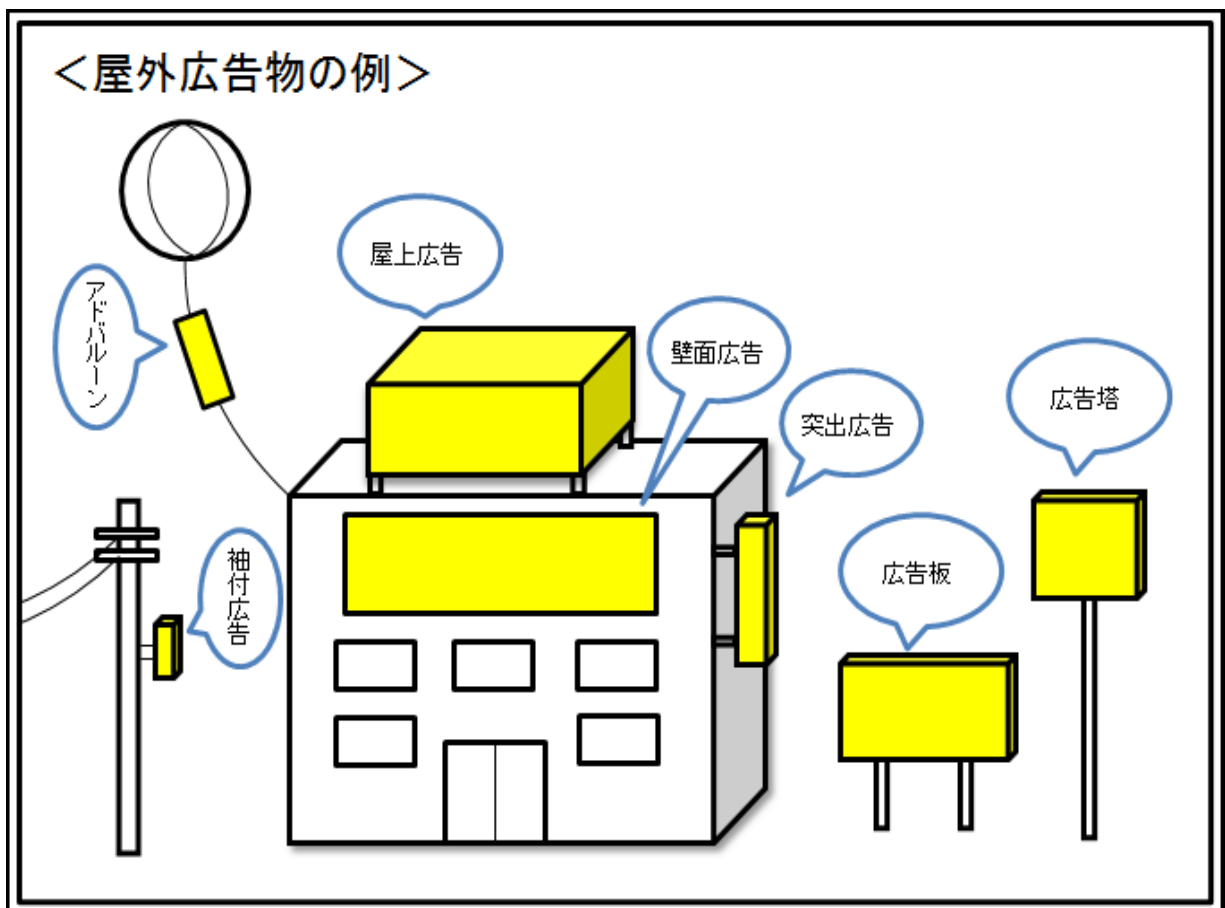
(2) 屋外で表示されるものであること。

広告物が建築物等の外側にあることが必要です。したがって、屋外にいる不特定多数の公衆に対して表示されるものであっても、屋内に存在する場合は屋外広告物法の規制の対象から除外されます。

(3) 公衆に表示されるものであること。

たとえば、広告物が建物の外側に表示されるものであっても、その建物が閉鎖的な中庭を有しており、その中庭に向って表示されているようなものは、「公衆に表示」されている、との条件には該当しません。

(4) 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものであること。



2. 屋外広告物等の制限

(1) 禁止地域等

禁止地域等とは、良好な景観の形成又は風致の維持の観点から、屋外広告物の表示等を禁止している地域又は場所であり、以下の地域又は場所では、原則として広告物を設置・表示することはできません。

- ① 第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区、緑地保全地域、生産緑地地区、伝統的建造物群保存地区
- ② 準景観地区のうち知事が指定する区域
- ③ 地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域のうち、知事が指定する区域
- ④ 市民農園の区域
- ⑤ 文化財保護法により指定された建造物及びその敷地
- ⑥ 大分県文化財保護条例により指定された建造物及びその敷地
- ⑦ 名所、旧跡の風致の保存を目的とした保安林のある地域
- ⑧ 原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域
- ⑨ 保存樹林（都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律により指定）のある地域
- ⑩ 道路及び鉄道等で知事が指定する区間
- ⑪ 道路及び鉄道等から展望することができる地域で知事が指定する地域
- ⑫ 都市公園及び公園又は緑地の区域
- ⑬ 河川、湖沼、溪谷、海浜、高原、山岳及びこれらの付近の地域で知事が指定する区域
- ⑭ 港湾、空港、駅前広場及びこれらの付近の地域で知事が指定する区域
- ⑮ 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、公衆便所の建造物並びにその敷地
- ⑯ 古墳、墓地、火葬場
- ⑰ その他知事が特に指定する地域又は場所

<主な禁止地域>

■大分県屋外広告物規制区分図



平成28年3月31日現在

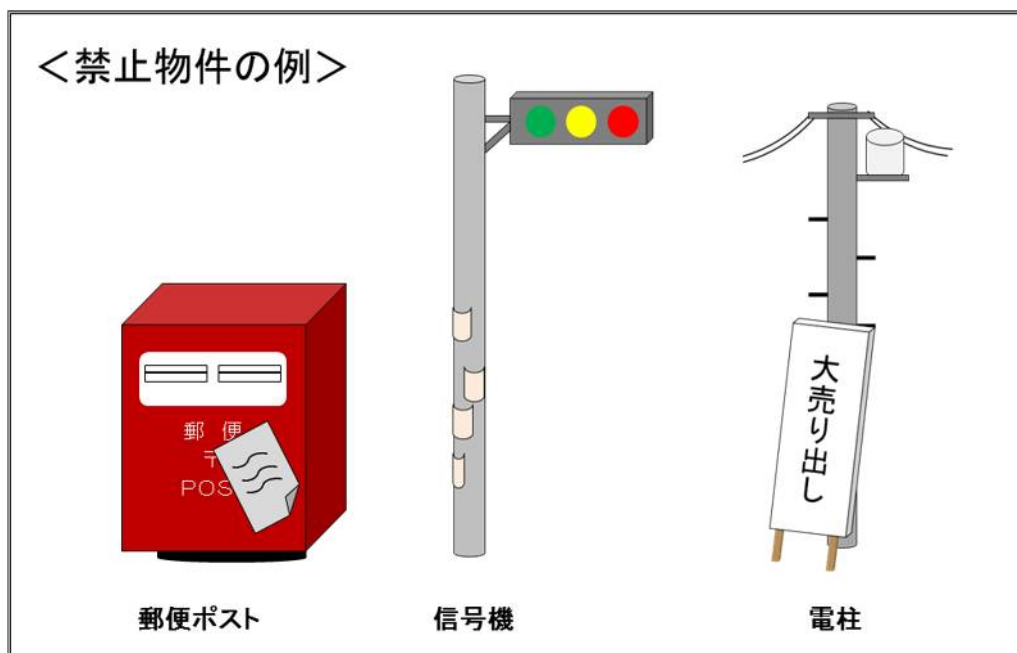
※大分市については、「大分市屋外広告物条例」により規制されています。

(2) 禁止物件

禁止物件とは、良好な景観又は風致の維持及び公衆に対する危害の防止の観点から、屋外広告物の表示等を禁止している物件であり、以下の物件では、（禁止地域であるかどうかに関係なく）原則として広告物を設置・表示することはできません。

- ① 橋、トンネル、高架構造、植樹帯及び分離帯
- ② 石垣、擁壁の類
- ③ 街路樹、路傍樹、保存樹及びその支柱
- ④ 信号機、道路標識、防護柵（ガードレール）、駒止めの類及び里程標の類
- ⑤ 電柱、街灯柱その他電柱の類で、知事が指定するもの
- ⑥ 消火栓、火災報知器、火の見やぐら
- ⑦ 郵便ポスト、電話ボックス
- ⑧ 送電塔、変電塔、送受信塔、照明塔
- ⑨ 煙突、ガスタンク、水道タンク、その他タンクの類
- ⑩ 銅像、神仏像及び記念碑の類
- ⑪ 景観重要建造物、景観重要樹木
- ⑫ その他知事が特に指定する物件
- ⑬ 道路の路面

※⑤以外の電柱も、はり紙、はり札等、広告旗又は立看板の表示禁止



(3) 禁止広告物

禁止広告物とは、禁止地域、禁止物件であるかどうかに関係なく表示等が禁止された広告物のことであり、大分県屋外広告物条例では以下の広告物について表示等を禁止しています。

- ① 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したものの
- ② 著しく破損し、又は老朽したもの
- ③ 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- ④ 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- ⑤ 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

(4) 許可地域

前述した禁止地域を除き、全県許可地域としています。

★許可の基準→別表第1

(5) 適用除外

屋外広告はきわめて広い概念です。日常生活の中に登場する屋外広告物（個人住宅の表札等も含まれる）のすべてを規制の対象とするのは市民生活の上からも適当でないため、自家用広告物など社会生活を営むうえで最低限必要な一定の広告物等は、規制のうち一定の事項の適用除外があります。

★適用除外の基準→別表第2

Point！！ 自家用広告物とは??

→自己の名称や店名、事業内容等を表示するために、
自己の店舗、事業所に表示する広告物です。

3. 屋外広告物等設置の手続

(1) 許可申請・許可期間・許可手数料等

1 新たに広告物を表示しようとする場合の提出書類（新規申請）

- ①屋外広告物許可申請書（2部）
- ②材料及び構造に関する仕様書並びに設計図
- ③意匠、色彩及び形状並びに表示の寸法及び面積（変形の場合は面積計算方式）を表示した書面
- ④照明又は音響を伴うものはその概要を記載した書面
- ⑤建築を利用するものにあつては建築物との関係を表示した書面
- ⑥表示又は設置場所付近の状況見取図
- ⑦（道路又は鉄道等から展望を目的とするもの）その場所から道路又は鉄道等までの距離及び他の同種の広告物又は広告物を掲出する物件までの距離を表示した書面
- ⑧設置場所が他人の所有又は管理に属するときはその承認を証する書面

2 許可期間後も引き続き広告物を表示する場合の提出書類（更新申請）

- ①屋外広告物更新許可申請書（2部）
- ②広告物等の現況のカラー写真（申請前3ヶ月以内に撮影したものに限る）
- ③屋外広告物安全点検報告書（申請前3ヶ月以内に行った点検の結果を記録したもの）
※はり紙などの簡易広告物の場合は①のみ

★申請期限

許可期限満了の日の1ヶ月前（許可期間が1ヶ月以内の場合は5日前）まで

3 既に許可を受けている広告物を変更（改造）する場合の提出書類（変更申請）

- ①屋外広告物変更（改造）許可申請書（2部）
- ②上記1の添付書類（②～⑧）のうち、変更事項に関連のある書類

※ 変更（改造）許可申請が不要な場合

- ・ 形状又は構造に変更をきたさない改造又は修理
- ・ 意匠、色彩又は表示の面積に変更をきたさない塗装替え

4 許可の期間

広告物の種類	許可の期間
はり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕及び気球	1ヶ月
地上から広告物の上端までの高さが4mを超えるもの	3年
地上から広告物の上端までの高さが4m以下の広告物で、自主的に有資格者による管理・点検を行うもの	
その他の広告物	1年

5 許可の手数料

はり紙		1枚	5円
広告旗又は立看板等		1枚	270円
広告幕		1枚	500円
気球		1個	1,350円
電柱又は鉄柱の巻付又は突出広告		1個	270円
その他の広告物又は掲出物件	0.5㎡未満	1個	170円
	0.5㎡以上1㎡未満	1個	270円
	1㎡以上2㎡未満	1個	440円
	2㎡以上5㎡未満	1個	1,100円
	5㎡以上10㎡未満	1個	2,200円
	10㎡以上15㎡未満	1個	3,350円
	15㎡以上20㎡未満	1個	4,450円
	20㎡以上25㎡未満	1個	5,550円
	25㎡以上30㎡未満	1個	6,650円
	30㎡以上35㎡未満	1個	7,750円
	35㎡以上40㎡未満	1個	8,900円
40㎡以上	1個	※3	

※1 照明を伴うものについては、上記の金額にその10割を加算する。

※2 広告物又は掲出物件の変更により面積が増大した場合の手数料の金額は、新たに算出した手数料の額と既に納付した額との差額とする。

※3 40㎡以上の手数料算定式は以下のとおり。

$$\text{手数料額（円）} = 8,900 + (\text{面積（小数点以下切り捨て）} - 39) \times 440$$

(2) 広告物の設置後の義務について

広告物の設置後は

- ①補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態を保持する義務（**管理義務**）
 - ②許可の更新ごとに広告物の劣化及び損傷の状況を点検する義務（**点検義務**）
 - ③許可期間満了等により遅滞なく除却する義務（**除却義務**）
- があります。

1 管理義務

1 管理者の設置が必要な広告物

全ての広告物（はり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕及び気球を除く）

2 管理者に特定の資格を要する広告物

設置許可の期間が3年の広告物（地上から広告物の上端までの高さが4 mを超えるもの）の管理者は、次のいずれかの資格を有する者でなければなりません。

- ・屋外広告士
- ・職業訓練指導員免許所持者・技能検定合格者・職業訓練修了者（広告美術仕上げに係るもの）
- ・1級建築士及び2級建築士

3 屋外広告物管理に関する各種届出

次のいずれかに該当する場合は、届出が必要となります。

- ・新たに管理者を置いた場合
- ・表示者、設置者、管理者に変更があった場合
- ・表示者、設置者、管理者の住所、氏名等に変更があった場合

2 点検義務

1 定期的に点検が必要な広告物

全ての広告物（はり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕及び気球を除く）

2 有資格者による点検を要する広告物

設置許可の期間が3年の広告物（地上から広告物の上端までの高さが4 mを超えるもの）の点検は、次のいずれかの資格を有する者が行わなければなりません。

- ・屋外広告士
- ・職業訓練指導員免許所持者・技能検定合格者・職業訓練修了者（広告美術仕上げに係るもの）

- ・ 1級建築士及び2級建築士

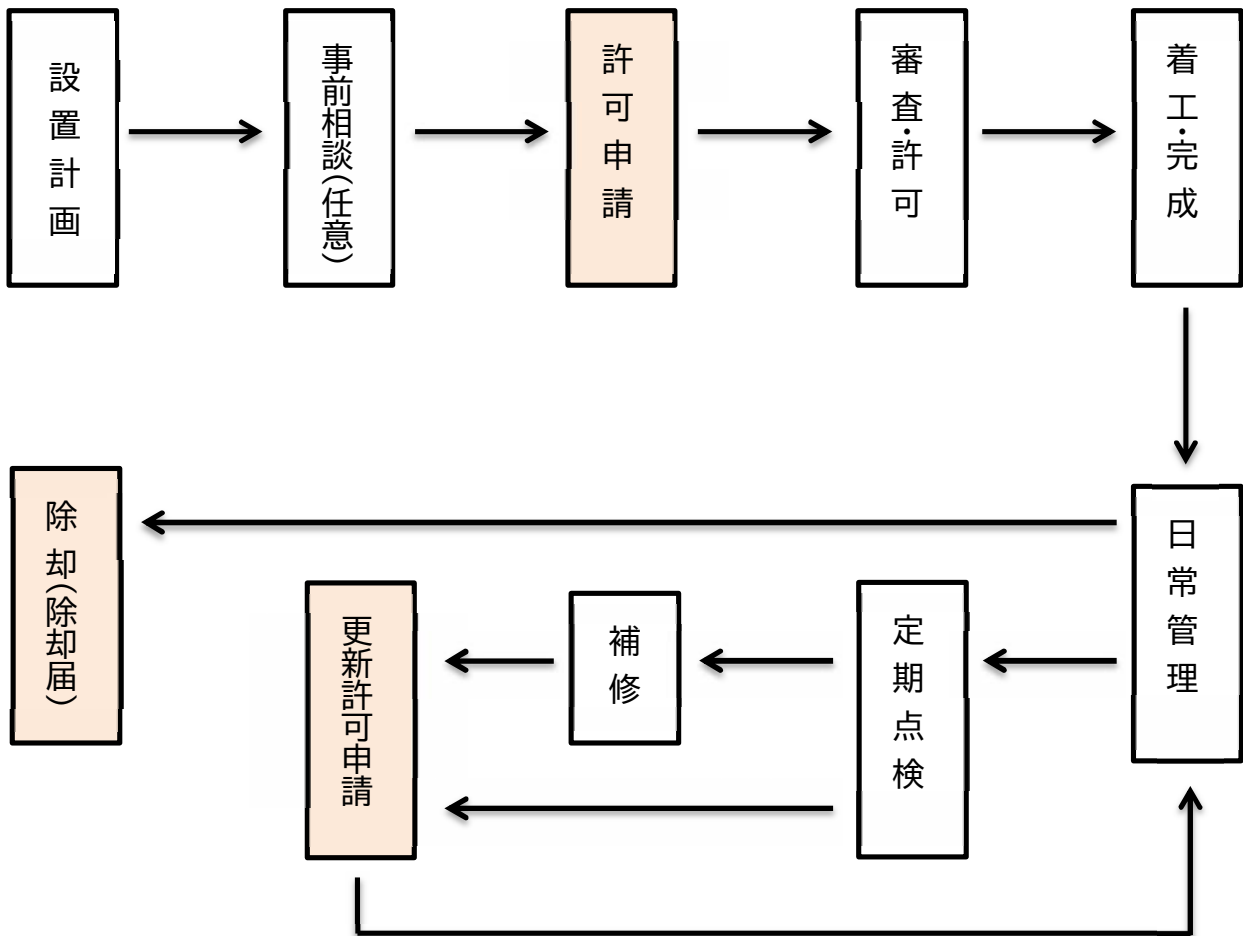
3 点検時期、点検結果について

点検は更新申請の申請前3ヶ月以内に行わなくてはなりません。点検結果は「屋外広告物安全点検報告書」に記載し、更新申請時に添付書類として提出します。

3 除却義務

許可期間が満了したとき、許可が取り消されたとき、又は広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要なくなったときは、広告物を遅滞なく除却し、その旨を届出なければなりません。

(3) 広告物の設置から除却までのフロー図



4. 罰則

この条例に違反すると、罰則が適用される場合があります。

◆ 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

- ・登録を受けないで屋外広告業を営んだとき
- ・不正の手段により屋外広告業登録を受けたとき
- ・屋外広告業営業停止の命令に違反したとき

◆ 50万円以下の罰金

- ・条例の規定に違反する広告物等に対する知事の措置命令に違反したとき

◆ 30万円以下の罰金

- ・禁止地域等、禁止物件での広告物表示等、又は許可地域において許可を得ずに広告物の表示等をしたとき
- ・許可を受けた広告物等を、許可を受けずに変更（改造）したとき
- ・許可期間の満了、許可の取消し等による広告物等の除却義務に違反したとき
- ・屋外広告業の登録事項の変更の届出をしなかったとき、又は虚偽の届出をしたとき
- ・業務主任者を選任しなかったとき

◆ 20万円以下の罰金

- ・広告物等及び営業に関する報告等の拒否、虚偽報告、検査拒否、妨害等の場合

◆ 5万円以下の過料

- ・廃業等の届出を怠った場合
- ・標識を掲げない場合
- ・帳簿の不備、不記載、虚偽記載、又は帳簿を保存しなかった場合